

大分県立看護科学大学大学院学期新旧対照表

平成21年4月1日改正

新	旧																											
<p>(構成)</p> <p>第2条 本大学院の課程は、博士課程とする。</p> <p>2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士課程（前期）」という。）及び後期3年の課程（以下「博士課程（後期）」という。）に区分し、博士課程（前期）は、これを修士課程して取り扱うものとする。</p> <p>3 本大学院に、看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。</p> <p>4 研究科に看護学専攻及び健康科学専攻を置く。</p> <p>5 研究科の入学定員及び総定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">専攻名</th> <th style="text-align: center;">課程名</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">看護学 専攻</td> <td style="text-align: center;">博士課程(前期)</td> <td style="text-align: center;">10人</td> <td style="text-align: center;">20人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">博士課程(後期)</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">健康科学 専攻</td> <td style="text-align: center;">博士課程(前期)</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">博士課程(後期)</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> </tbody> </table>	専攻名	課程名	入学定員	総定員	看護学 専攻	博士課程(前期)	10人	20人	博士課程(後期)	2人	6人	健康科学 専攻	博士課程(前期)	2人	4人	博士課程(後期)	2人	6人	<p>(構成)</p> <p>第2条 本大学院の課程は、博士課程とする。</p> <p>2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士課程（前期）」という。）及び後期3年の課程（以下「博士課程（後期）」という。）に区分し、博士課程（前期）は、これを修士課程して取り扱うものとする。</p> <p>3 本大学院に、看護学研究科（以下「研究科」という。）を置く。</p> <p>4 研究科に看護学専攻を置く。</p> <p>5 研究科の入学定員及び総定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課程名</th> <th style="text-align: center;">入学定員</th> <th style="text-align: center;">総定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">博士課程(前期)</td> <td style="text-align: center;">10人</td> <td style="text-align: center;">20人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">博士課程(後期)</td> <td style="text-align: center;">2人</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> </tbody> </table>	課程名	入学定員	総定員	博士課程(前期)	10人	20人	博士課程(後期)	2人	6人
専攻名	課程名	入学定員	総定員																									
看護学 専攻	博士課程(前期)	10人	20人																									
	博士課程(後期)	2人	6人																									
健康科学 専攻	博士課程(前期)	2人	4人																									
	博士課程(後期)	2人	6人																									
課程名	入学定員	総定員																										
博士課程(前期)	10人	20人																										
博士課程(後期)	2人	6人																										
<p>(授業科目)</p> <p>第12条 授業科目及び単位数は、<u>看護学専攻博士課程（前期）</u>においては別表第1、<u>看護学専攻博士課程（後期）</u>においては別表第2、<u>健康科学専攻博士課程（前期）</u>においては別表第3及び<u>健康科学専攻博士課程（後期）</u>においては別表第4のとおりとする。</p>	<p>(授業科目)</p> <p>第12条 授業科目及び単位数は、博士課程（前期）においては別表第1、博士課程（後期）においては別表第2のとおりとする。</p>																											
<p>(履修単位)</p> <p>第13条 <u>看護学専攻博士課程（前期）</u>の学生は、別表第1に定めるところにより30単位以上を修得しなければならない。</p> <p>2 <u>看護学専攻博士課程（後期）</u>の学生は、別表第2に定めるところにより16単位以上を修得しなければならない。</p> <p>3 <u>健康科学専攻博士課程（前期）</u>の学生は、別表第3に定めるところにより30単位以上を修得しなければならない。</p> <p>4 <u>健康科学専攻博士課程（後期）</u>の学生は、別表第4に定めるところにより16単位以上を修得しなければならない。</p>	<p>(履修単位)</p> <p>第13条 博士課程（前期）の学生は、別表第1に定めるところにより30単位以上を修得しなければならない。</p> <p>2 博士課程（後期）の学生は、別表第2に定めるところにより16単位以上を修得しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>																											
<p>附則</p> <p>この規程は、平成21年4月1日から施行する。</p>																												

別表第3 (第1.2条、第1.3条関係)

教育課程	専攻領域	授業科目	授業を行 う年次		単位数		備考
			必修	選択			
専門科目	健康生理学	健康生理学特論 I	1		2		専攻領域から特論2科目(4単位)、演習2科目(8単位)を含めて12単位以上を修得しないといけない。
		健康生理学演習	2		4		
		健康栄養学特論 I	1		2		
		健康栄養学演習	2		4		
	環境健康科学	環境健康科学特論 I	1		2		
		環境健康科学演習	2		4		
		環境疾病特論	1		2		
		環境疾病演習	2		4		
	健康運動科学	健康運動科学特論 I	1		2		
		健康運動科学演習	2		4		
		身体機能適応科学特論	1		2		
		身体機能適応科学演習	2		4		
	放射線健康科学	放射線健康科学特論 I	1		2		
		放射線健康科学演習	2		4		
放射線リスク学特論		1		2			
放射線生物物理演習		2		4			
健康情報科学	健康情報科学特論 I	1		2			
	健康情報科学演習	2		4			
	健康統計学特論 I	1		2			
	健康統計学演習	2		4			
メンタルヘルス学	メンタルヘルス学特論 I	1		2			
	メンタルヘルス学演習	2		4			
	対人援助特論 I	1		2			
	対人援助演習	2		4			
共通科目		健康社会科学特論	1	2			
		健康科学研究特論	1	2			
		英語論文作成概論	1	2			
特別研究		特別研究	1及び2	1.2			
	計(28科目)			18	72		

別表第4 (第12条、第13条関係)

教育課程	専攻領域	授業科目	授業を 行う年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門 科目	健康生理学	健康生運学特論Ⅱ	1		2	専攻領域から特論1 科目(2単位)、演 習1科目(4単位) を含めて、8単位以 上を修得しなければ ならない。
		健康栄養学特論Ⅱ	1		2	
		健康生理学特別演習	2		4	
	環境健康科学	環境健康科学特論Ⅱ	1		2	
		環境健康科学特別演習	2		4	
		健康運動科学特論Ⅱ	1		2	
	健康運動科学	健康運動科学特別演習	2		4	
		放射線健康科学特論Ⅱ	1		2	
	放射線健康科学	放射線健康科学特別演習	2		4	
		健康情報科学特論Ⅱ	1		2	
	健康情報科学	健康情報科学特別演習	2		4	
		健康統計学特論Ⅱ	1		2	
メンタルヘルス	メンタルヘルス学特論Ⅱ	1		2		
	メンタルヘルス学特別演習	2		4		
	対人援助特論Ⅱ	1		2		
特別研究	特別研究	1～3	8			
	計(16科目)		8	4	2	

目 次

第1章 総則 (第1条～第6条)
 第2章 学年、学期及び休業日 (第7条～第9条)
 第3章 修業年限及び在学年限 (第10条・第11条)
 第4章 教育課程及び履修方法等 (第12条～第22条)
 第5章 入学、進学、転入学、再入学、休学、復学、退学、転学、留学、退学及び除籍 (第23条～第34条)
 第6章 課程の修了及び学位の授与 (第35条・第36条)
 第7章 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生 (第37条～第39条)
 第8章 入学料及び授業料等 (第40条)
 第9章 奨励 (第41条・第42条)
 第10章 雑則 (第43条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 大分県立看護科学大学大学院(以下「本大学院」という。)は、看護学の理論及び応用の教授研究を通して、より高い専門性を有し、看護の実践、教育及び研究において指導的役割を果たすことのできる人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上及び看護学の進展に寄与することを目的とする。

(構成)

- 第2条 本大学院の課程は、博士課程とする。
 2 博士課程は、前期2年の課程(以下「博士課程(前期)」という。)及び後期3年の課程(以下「博士課程(後期)」という。)に区分し、博士課程(前期)は、これらを修士課程として取り扱うものとする。
 3 本大学院に、看護学研究科(以下「研究科」という。)を置く。
 4 研究科に看護学専攻及び健康科学専攻を置く。
 5 研究科の入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

専攻名	課程名	入学定員	総定員
看護学	博士課程(前期)	10人	20人
	博士課程(後期)	2人	6人
健康科学	博士課程(前期)	2人	4人
	博士課程(後期)	2人	6人

(職員)

- 第3条 本大学院の職員は、次のとおりとし、大分県立看護科学大学の職員をもって充てる。
- 一 教授
 - 二 准教授
 - 三 講師
 - 四 助教
 - 五 助手
 - 六 事務職員
 - 七 その他の職員

(研究科長)

- 第4条 研究科に、研究科長を置く。
2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(研究科委員会)

- 第5条 研究科に、研究科委員会を置く。
2 研究科委員会に關し必要な事項は、別に定める。

(自己評価)

- 第6条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価(以下「自己評価」という。)を行うものとする。
2 自己評価に關し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

- 第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

- 第8条 学年を分けて、次の2学期とする。

- 一 前期 4月1日から9月30日まで
- 二 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第9条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 三 開学記念日
 - 四 春期休業日 3月1日から4月7日まで
 - 五 夏期休業日 7月21日から9月5日まで
 - 六 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで
- 2 前項に定める休業日のほか、学長は、臨時に休業日を定めることができる。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

- 第10条 博士課程(前期)の修業年限は2年とし、博士課程(後期)の修業年限は3年とする。

(在学年限)

- 第11条 学生は、博士課程(前期)においては4年、博士課程(後期)においては6年を超えて在学することができない。ただし、学長が、教育上特別の必要があると認められた場合はこの限りでない。

第4章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第12条 授業科目及び単位数は、看護学専攻博士課程（前期）においては別表第1、看護学専攻博士課程（後期）においては別表第2、健康科学専攻博士課程（前期）においては別表第3及び健康科学専攻博士課程（後期）においては別表第4のとおりとする。

（履修単位）

- 第13条 看護学専攻博士課程（前期）の学生は、別表第1に定めるところにより30単位以上を修得しなければならない。
- 2 看護学専攻博士課程（後期）の学生は、別表第2に定めるところにより16単位以上を修得しなければならない。
- 3 健康科学専攻博士課程（前期）の学生は、別表第3に定めるところにより30単位以上を修得しなければならない。
- 4 健康科学専攻博士課程（後期）の学生は、別表第4に定めるところにより16単位以上を修得しなければならない。

（単位の計算方法）

第14条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により算定するものとする。

- 一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。

（単位の授与）

第15条 授業科目を履修し、試験その他の審査により合格した者には、所定の単位を与えるものとする。

（成績の評価）

第16条 授業科目の成績の評価は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とする。

（授業及び研究指導）

第17条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に関する指導により行うものとする。

（教育方法の特例）

第18条 学長は、教育上特別の必要があると認める場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができるとすることができる。

（他の大学院における授業科目の履修等）

第19条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が学長の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものと同みなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第20条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(第37条の規定により修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、第28条又は第29条の規定により入学する場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

（他の大学院等における研究指導）

- 第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、学長の定めるところにより、学生に他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。
- 2 前項の研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 3 学長は、第1項の規定により受けた研究指導を本大学院で受けた研究指導とみなすことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第21条の2 学長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第10条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、これを認めることができる。

(履修方法等)

第22条 この章に定めるもののほか、履修に關し必要な事項は、学長が別に定める。

第5章 入学、進学、転入学、再入学、休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第28条又は第29条の規定により入学する者については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第24条 本大学院の博士課程（前期）に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第52条の大学を卒業した者
- 二 学校教育法第68条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者
- 三 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- 五 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度に於いて位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 六 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることとその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- 七 文部科学大臣の指定した者
- 八 学校教育法第67条第2項の規定により他の大学院に入学した者であつて、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- 九 本大学院が行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したものと認める者
- 2 本大学院の博士課程（後期）に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - 一 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - 二 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - 五 文部科学大臣の指定した者
 - 六 本大学院が行う個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同以上の学力があると認められた者で、24歳に達したものと認める者

(入学の出願)

第25条 本大学院への入学を志願する者は、別に定める期間内に、所定の入学願書に入学料、資料及び別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

(入学者の選考)

第26条 前条に規定する入学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第27条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める期日までに、別に定める書類を提出し、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者に対して入学を許可する。

(進学)

第27条の2 本大学院の博士課程(前期)を修了し、引き続き本大学院の博士課程(後期)への進学を志願する者は、別に定める期間内に、所定の進学願書に別に定める書類を添えて学長に提出しなければならない。

2 前項に規定する進学志願者に対しては、別に定めるところにより選考を行う。

3 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、別に定める期日までに、別に定める書類を提出しなければならない。

4 学長は、前項に規定する進学手続を完了した者に対して進学を許可する。

(転入学)

第28条 学長は、他の大学院に在学している者で本大学院への転入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限る、選考の上、相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限並びに在学年限については、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

3 その他転入学について必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

(再入学)

第29条 学長は、第33条の規定により本大学院を退学した者で再び本大学院に入学を志願するものがあるときは、欠員のある場合に限る、選考の上、相当と認める年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限並びに在学年限については、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

3 その他再入学について必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が別に定める。

(休学及び復学)

第30条 学生が疾病その他の理由により、引き続き3月以上修学することができないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと同認められる学生に対して、休学を命ずることができ。

3 休学期間は、引き続き1年を超えない。ただし、学長が、教育上特別の必要があると認められた場合はこの限りでない。

4 休学期間は、通算して博士課程(前期)にあつては2年、博士課程(後期)にあつては3年を超えないことができる。ただし、学長が、教育上特別の必要があると認められた場合はこの限りでない。

5 休学期間は、第11条、第28条第2項及び第29条第2項に規定する在学年限に算入しない。

6 休学期間中に当該理由がなくなつたときは、学長の許可を受けて復学することができる。

7 その他休学及び復学について必要な事項は、学長が別に定める。

(転学)

第31条 学生が他の大学院への転学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならぬ。

(留学)

第32条 学生が外国の大学院への留学を志願しようとするときは、学長の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けて留学した期間は、第10条、第28条第2項及び第29条第2項の修業年限並びに第11条、第28条第2項及び第29条第2項に規定する在学年限に含めることができる。

3 第19条の規定は、留学について準用する。

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第34条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、研究科委員会の議を経て、除籍する。

- 一 第11条、第28条第2項及び第29条第2項に規定する在学年限を超えたとき。
- 二 第30条第4項に規定する休学期間（学長が教育上特別の必要があると認められた期間を除く。）を超えたとき。
- 三 授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しないとき。
- 四 長期間におわたり行方不明のとき。

第6章 課程の修了及び学位の授与

(博士課程の修了)

第35条 本大学院の博士課程（前期）に第10条、第28条第2項及び第29条第2項の修業年限以上在学し、第13条第1項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、本大学院の博士課程（前期）に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 本大学院の博士課程（後期）に第10条、第28条第2項及び第29条第2項の修業年限以上在学し、第13条第2項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者については、研究科委員会の議を経て、学長が修了を認定する。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院の博士課程（後期）に2年以上在学すれば足りるものとする。

(学位)

第36条 博士課程（前期）を修了した者に対し、修士（看護学）の学位を、博士課程（後期）を修了した者に対しては博士（看護学）の学位を授与する。

第7章 科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人特別学生

(科目等履修生及び聴講生)

第37条 本大学院において、特定の授業科目を履修又は聴講することを志願する者があるときは、学長は、教育研究に支障のない場合限り、選考の上、科目等履修生又は聴講生として許可することができる。

2 科目等履修生及び聴講生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(研究生)

第38条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学長は、教育研究に支障のない場合限り、選考の上、研究生として許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人特別学生)

第39条 外国人で、本大学院において教育を受ける目的をもって入学し、本大学院に入学を志願する者があるときは、学長は、選考の上、外国人特別学生として許可することができる。

2 外国人特別学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第8章 入学料及び授業料等

(入学料及び授業料等)

第40条 入学料、入学料、授業料及び証明料の額並びに徴収方法に關し必要な事項は、別に定めるところによる。

第9章 賞罰

(表彰)

第41条 学生として表彰に値する行為があった者に対して、学長は、研究科委員会の議を経、表彰することができる。

(懲戒)

第42条 この規程その他学生に關する規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て、懲戒することができる。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- 一 品行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由なくして、修業の完了しない者
- 四 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第10章 雑則

(委任)

第43条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に關し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

別表第2 (第12条、第13条関係)

教育課程	専攻領域	授業科目	授業を行う 学年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門科目	看護基礎科学	生命病理学特論	1		2	看護基礎科学及び看護専門科学の専攻領域のうちからいづれかを選択し、当該専攻領域に係る演習に関する科目を4単位以上、当該専攻領域に係る特論に関する科目を2単位以上及び当該専攻領域以外の専攻領域に係る特論に関する科目を2単位以上を修得しななければならぬ。
		健康増進科学特論	1		2	
		保健情報科学特論	1		2	
		精神保健学特論	1		2	
		放射線保健学特論	1		2	
	看護基礎科学演習	2		4		
	看護専門科学	生活支援看護学特論	1		2	
		看護管理学特論	1		2	
		生殖看護学特論	1		2	
		発達看護学特論	1		2	
国際看護学特論		1		2		
看護専門科学演習	2		4			
特別研究		特別研究	1～3	8		
計 (13科目)				8	28	

別表第3 (第1.2条、第1.3条関係)

教育課程	専攻領域	授業科目	授業を 行う 年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門科目	健康生理学	健康生理学特論 I	1		2	専攻領域から特論2科目(4単位)、演習2科目(8単位)を含めて12単位以上を修得しな ければならない。
		健康生理学演習	2		4	
		健康栄養学特論 I	1		2	
		健康栄養学演習	2		4	
	環境健康科学	環境健康科学特論 I	1		2	
		環境健康科学演習	2		4	
		環境疾病特論	1		2	
		環境疾病演習	2		4	
	健康運動科学	健康運動科学特論 I	1		2	
		健康運動科学演習	2		4	
		身体機能適応科学特論	1		2	
		身体機能適応科学演習	2		4	
	放射線健康科学	放射線健康科学特論 I	1		2	
		放射線健康科学演習	2		4	
		放射線リスク学特論	1		2	
		放射線生物物理演習	2		4	
健康情報科学	健康情報科学特論 I	1		2		
	健康情報科学演習	2		4		
	健康統計学特論 I	1		2		
	健康統計学演習	2		4		
メンタルヘルス学	メンタルヘルス学特論 I	1		2		
	メンタルヘルス学演習	2		4		
	対人援助特論 I	1		2		
	対人援助演習	2		4		
共通科目	健康社会科学特論	1	2			
	健康科学研究特論	1	2			
	英語論文作成概論	1	2			
特別研究	特別研究	1及び2	12			
	計(28科目)		18		72	

別表第4 (第12条、第13条関係)

教育課程	専攻領域	授業科目	授業を 行う 年次	単位数		備考
				必修	選択	
専門科目	健康生理学	健康生理学特論Ⅱ	1		2	専攻領域から特論Ⅰ科目(2単位)、演習Ⅰ科目(4単位)を含めて、8単位以上を修得しなければならない。
		健康栄養学特論Ⅱ	1		2	
		健康生理学特別演習	2		4	
	環境健康科学	環境健康科学特論Ⅱ	1		2	
		環境健康科学特別演習	2		4	
		健康運動科学特論Ⅱ	1		2	
	健康運動科学	健康運動科学特別演習	2		4	
		放射線健康科学特論Ⅱ	1		2	
	放射線健康科学	放射線健康科学特別演習	2		4	
		健康情報科学特論Ⅱ	1		2	
		健康情報科学特別演習	2		4	
	健康情報科学	健康統計学特論Ⅱ	1		2	
		メンタルヘルス学特論Ⅱ	1		2	
メンタルヘルス学特別演習		2		4		
メンタルヘルス	対人援助特論Ⅱ	1		2		
	特別研究	1～3	8			
特別研究				8		
計(16科目)				8	42	

大分県立看護科学大学院研究科委員会規程

平成18年4月1日
規程第 60 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大分県立看護科学大学院学則（以下「院学則」という。）第5条第2項の規定に基づき、大分県立看護科学大学院研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 研究科委員会は、学長、研究科長、教授、准教授及び専任講師（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(会議の招集及び開催)

- 第3条 研究科委員会は、必要に応じ研究科長が招集し、その議長となる。
- 1 研究科長に事故あるときは、研究科長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。
 - 2 構成員の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して会議の請求があったときは、研究科長は、臨時の研究科委員会を開催しなければならない。

(会議の成立)

第4条 研究科委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議事の通知)

- 第5条 研究科委員会に提出する議事事項は、研究科委員会の2日前までに構成員に通知するものとする。
- 1 前項にかかわらず緊急やむを得ない場合は、研究科長は臨時に議事事項を研究科委員会の議に付すことができる。

(議決)

第6条 議事は、出席した構成員の3分の2以上をもって決する。

(非構成員の出席)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係教職員を研究科委員会に出席させることができる。

(審議事項)

第8条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 大学院の教育課程の編成に関する事項
- (2) 学生の入学、卒業、その他在籍に関する事項及び学位の授与に関する事項
- (3) 学生の表彰及び懲戒に関すること
- (4) 学生の厚生及び補導に関すること

(5) その他大学院の教育に關し、研究科長が必要と認める事項

(議事録)

第9条 議長は、研究科委員会の議事について議事録(要旨)を作成する。

2 議事録(要旨)は公開しないものとする。ただし、研究科委員会が公開する旨を議決した場合はこの限りでない。

(幹事及び書記)

第10条 研究科委員会に幹事及び書記若干名を置き、幹事は事務局統括部長をもって充てる。

2 幹事は、議長の命を受け、研究科委員会の事務を行う。

3 書記は、議長及び幹事の命を受け、研究科委員会に関する記録をつかさどる。

(助教及び助手の参加)

第11条 助教及び助手は、研究科委員会に参加し傍聴することができる。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に關し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

平成20年度第2回理事会・経営審議会議事録（要旨）

1 日 時 平成20年6月5日（木）13：30～15：40

2 場 所 大会議室

3 出席者 理事長：草間 朋子

理事：有田 貞、高橋 靖岡、市瀬 孝道、甲斐 倫明、石川 誠

委員：古賀 和枝、佐藤 誠治、森 哲也

監事：阿部 伸典、岩尾 隆志

列席者 理事：小寺 隆

委員：高山龍五郎

4 配布資料 資料1：理事長の選考等に関する規程（案）

資料2：理事長選考会議の委員に関する規程（案）

資料3：理事長選考日程（案）

資料4：大学院看護学研究科健康科学専攻の設置及び同専攻設置に伴う大学

院学則の改正について

資料5：名誉教授授与規程の制定について

資料6：理事会等の開催日程

資料7：平成20年度第2回、3回、4回教育研究審議会報告

5 閉会

(1) 議事録署名人の選出

石川理事、古賀委員を選出した。

6 議題

(1) 理事長の選考等に関する規程の制定について（資料1により説明）

資料1のとおり承認された。

(2) 理事長選考会議の委員に関する規程の制定について（資料2により説明）

資料2のとおり承認された。

(3) 理事長選考会議委員の選出について（資料3により説明）

主な質疑、応答は以下のとおりである。

【○学外理事、学外委員、監事からの質問、意見等 ●大学側からの説明、意見等】

○ 第1回の選考会議が6月の下旬となっているが、この頃は民間企業の株主総会が集中するので、配慮をお願いする。

● 7月開催も含めて、検討させていただく。

理事長選考会議委員に高橋靖岡理事、市瀬孝道理事、古賀和枝委員が選出された。

(4) 大学院看護学研究科健康科学専攻の設置及び同専攻設置に伴う大学院学則の改正について（資料4により説明）

○ 授業科目について、博士課程（前期）と博士課程（後期）の授業科目に同一名称

が存在する。このままでは、履修証明等で不都合が生じないか。

- 科目名にⅠ又はⅡを付記し、区分するようになりたい。また、メンタルヘルスはメンタルヘルス学に訂正したい。

健康科学専攻の設置について承認された。また、大学院学則の改正については、上記訂正の上、承認された。これをもって文部科学省に6月30日までに届け出ることとする。

(5) 名誉教授給与規程の制定について（資料5により説明）

資料5のとおり承認された。

(6) 平成19事業年度に係る業務の実績に関する報告について（資料別添により説明）

- ウエイトに1と2、自己評価にⅢとⅣがあるが、どのような基準で付けているか。
- ウエイトについては、大学としての努力の程度を勘案して付記しており、通常は1であるが当初の予定よりも努力したものについては2とした。自己評価は年度計画を順調に実施している場合にⅢ、年度計画を上回って実施している場合にⅣを付記している。
- ウエイト2は特に力を入れて実施しようとした項目で、自己評価Ⅳは事業実施の結果、当初の予定よりも実績が上がった項目と考えるとよいか。
- そのように考えていただいて構わない。

国立大学等の評価でも、中期計画の項目が多すぎるとの意見が出ている。あまりに項目が多いと、それぞれの大学の特長が出なくなってしまう恐れがある。評価は重要であるが、大学は人づくりが基本でありものづくりと異なり評価結果が見えにくいことから、今後、評価のやり方等について真剣に検討していく必要があると考えている。

資料別添のとおり承認された。

(7) 平成19年度決算について（資料別添により説明）

- 昨年度の目的積立金が6千5百万円、当期の総利益が6千7百万円となっている。本学も開学して10年を経過し、教育・研究機器等も老朽化しているため、今後、その更新等に使用していきたいと考えている。
- 運営費交付金は毎年1%カットされている。目的積立金が増えたと、運営費交付金が更にカットされることはないのか。
- 法人化後6年間はないものと考えている。大学に必要なことは現状維持を図るのではなく、新たな事業を積極的に展開することと考えている。本学ではNP、認定看護師、大学院新専攻の設置などを進めており、地域における看護の拠点として十分役割を果たしていくことが重要と考えている。

資料別添のとおり承認された。

(8) 平成20年度理事会・経営審議会の日程変更について（資料6により説明）

資料6のとおり承認された。

6 報 告

(1) 平成20年度第2回、第3回、第4回教育研究審議会報告について（資料7により説明）

- 認定看護師（訪問看護）コースの合格者は14名と報告があったが、何名の応募があったのか。
- 15名の定員に対し14名の応募であった。出身は北海道から沖縄まで全国に及んでいる。全国で本学と同じ訪問看護コースを開設している施設は他に2箇所あるが、なかなか人が集まらず2次募集をしたと聞いており、本学はまずまずの状況と考えている。
- (2) ウズベキスタン共和国ベッド100台寄贈募金運動実施状況について
 - 各理事・委員の方々のご支援、ご協力により、6月5日現在で360万円の寄付或いは寄付の約束をいただいている。目標額は500万円であるので、引き続きのご支援をよろしく願います。
 - 現在、ウズベキスタン側と関税手続き等の協議を行っている。9月からウズベキスタンの成人看護実習が始まるので、それまでには送り届けたいと考えている。また業者にお願ひし、輸送前にベッドの点検もする予定である。
 - 大変すばらしい運動だと思ふ。ベッドに「本学からの贈り物」などの表示をするのか。
 - あまり仰々しく表示すものどうかと思ふが。
 - まったく何も表示しないよりも、それなりの気持ちがかもっていることを示すことも良いのではないか。
 - オーパープレゼンスになっても悪いが、何も表示がないと年が経つと忘れられてしまう。我々も贈り物をする場合は、表でなく裏側に表記するように指導している。
 - 提案のあった意見を参考に、若い教員の意見も聞いて対応していきたい。

以上を議事録とする

平成20年 6月24日

議事録署名人

理 事

石 川 誠

委 員

石 川 知 枝

この写は原本と相違ないことを証する。

平成20年 6月26日

公立大学法人 大分県立看護科学大学

3 理 事 長 草 間 朋 子

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
1	学長	クヤマ トモコ 山 朋子 <平成10年4月>	67	医学博士	1,241	大分県立看護科学大学 学長 (平成10年4月)

教 員 の 名 氏 等

(看護学研究科健康科学専攻)

部 号	専 任 等 区 分	順 位	氏 名 (フリガナ) <就任(予定)年月>	年 齢	保 有 学 位 等	月 額 当 給 (千円)	相 当 履 科 目 の 名 称	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 (就任年月)
1	専	教授	クサハ 氏名 トモコ 菅間 朋子 <平成21年4月>	62	医学博 士	1,241 0.3日	放射線健康科学特論 I 放射線健康科学特論 II 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	0.6 0.6 4 2.7	1 1 1 1	大分県立看護科学大学 教授 (学長) (平成10年4月)
2	専	教授	スガノ マサヒロ 菅野 公常 <平成21年4月>	51	医学博 士	734 1.3日	健康生理学特論 I 健康生理学演習 英語論文作成概論 健康生理学特論 II 健康生理学特別演習 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	1 2 0.5 2 1.3 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 教授 (平成20年4月)
3	専	教授	イナノベ タカミチ 市瀬 孝道 <平成21年4月>	65	保健学 博士	761 1.4日	環境健康科学特論 I 環境健康科学演習 環境疫学特論 環境疫学演習 英語論文作成概論 環境健康科学特論 II 環境健康科学特別演習 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	1 1.3 1 1.3 0.5 1 1.3 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 教授 (平成10年4月)
4	専	教授	カイ ミチアキ 甲斐 徹明 <平成21年4月>	53	工学博 士	726 1.2日	放射線健康科学特論 I 放射線健康科学演習 放射線リスク学特論 放射線生物物理演習 英語論文作成概論 放射線健康科学特論 II 放射線健康科学特別演習 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	0.6 1.3 1 1.3 0.5 0.6 1.3 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 教授 (平成10年4月)
5	専	教授	カガヤマ タカユキ 彭山 隆之 <平成21年4月>	48	保健学 博士	666 2.1日	メンタルヘルス学特論 I メンタルヘルス学演習 英語論文作成概論 メンタルヘルス学特論 II メンタルヘルス学特別演習 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	2 4 0.5 2 4 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 教授 (平成17年4月)
6	専	教授	サイキ グイイチロウ 佐伯 圭一郎 <平成21年4月>	43	保健学 博士	666 1.5日	健康情報科学特論 I 健康情報科学演習 健康統計学特論 I 健康統計学演習 健康情報科学特論 II 健康情報科学特別演習 健康統計学特論 II 健康統計学特別演習 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	1 2 1 2 0.5 1 1.3 1 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 教授 (平成18年4月)
7	専	教授	イナガキ アツシ 稲垣 敦 <平成21年4月>	47	教育学 博士	663 2.1日	健康運動科学特論 I 健康運動科学演習 身体機能適応科学特論 身体機能適応科学演習 健康科学研究特論 II 健康運動科学特別演習 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	2 4 1 2 0.5 1 2 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 教授 (平成16年4月)
8	専	准教授	ヒラノ リサル 平野 瓦 <平成21年4月>	53	保健学 博士	631 0.5日	健康社会科学特論	2	1	大分県立看護科学大学 准教授 (平成10年4月)

9	専	准教授	安部 眞佐子 アベ マサコ ＜平成21年4月＞	50	保健学 博士	631	1.7日	健康栄養学特論 I 健康栄養学特論 II 健康栄養学特別演習 健康栄養学特別演習 健康栄養学特別演習 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	後 前 後 通 年 通 年 通 年	2 4 4 2 1.3 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 准教授 (平成10年4月)
10	専	准教授	吉村 匠平 ヨシムラ ショウヘイ ＜平成21年4月＞	45	人間環 境学博 士	570	0.9日	対人援助特論 I 対人援助演習 健康科学研究特論 対人援助特論 II 対人援助特論 III 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	後 前 後 通 年 通 年	1 2 0.5 1 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 准教授 (平成18年4月)
11	専	准教授	岡根 剛 オカネ タカシ ＜平成21年4月＞	48	教育学 修士	580	0.8日	対人援助特論 I 対人援助演習 健康科学研究特論 対人援助特論 II 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	後 前 後 通 年 通 年	1 2 1 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 准教授 (平成18年4月)
12	専	准教授	岸 信彦 キサノ ノブヒコ ＜平成21年4月＞	45	医学博 士	592	1.2日	放射線健康科学特論 I 放射線健康科学演習 放射線リスク学特論 放射線生物物理演習 放射線生動物理演習 健康科学研究特論 II 放射線健康科学特別演習 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	前 前 後 前 前 通 年 通 年 通 年	0.6 1.8 1 1.3 0.5 0.6 1.3 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 准教授 (平成16年4月)
13	専	准教授	古山 成一 コヤマ ケイチ ＜平成21年4月＞	37	博士 (課 学)	539	1.2日	環境健康科学特論 I 環境健康科学演習 環境健康科学特論 II 環境健康科学特別演習 環境健康科学特別演習 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	前 前 後 前 前 通 年 通 年	1 1.8 1.8 1 1.3 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 准教授 (平成20年4月)
14	専	講師	品川 佳清 シナガワ ケイシヨウ ＜平成21年4月＞	36	博士 (医 療 情報 学)	405	0.2日	健康情報科学特論 I 健康情報科学演習 健康情報科学特論 II 健康情報科学特別演習 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	前 前 前 通 年 通 年	1 2 1 1.3 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 講師 (平成19年4月)
15	専	助教	岩崎 香子 イワサキ コウコ ＜平成21年4月＞	38	修士 (家 政 学)	454	0.7日	健康心理学特論 I 健康心理学演習 健康心理学特別演習 特別研究 (前期) 特別研究 (後期)	前 前 前 通 年 通 年	1 2 1.3 4 2.7	1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 助教 (平成14年9月)
16	専	助教	定余 香里 サダメ カサリ ＜平成21年4月＞	40	博士 (医 学)	474	0.5日	疾病健康科学演習 疾病健康科学特別演習 特別研究 (前期)	前 前 前 通 年 通 年	1.3 1.3 1.8 4	1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 助教 (平成14年4月)
17	専	助教	吉武 康栄 ヨシタケ ヤスヒサ ＜平成21年4月＞	37	博士 (人 間・環 境学)	465	1日	身体機能適応科学特論 身体機能適応科学演習 健康運動科学特論 II 健康運動科学特別演習 特別研究 (前期)	後 前 前 通 年 通 年	1 2 2 2 4	1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 助教 (平成14年4月)
18	専	助教	中山 晃志 ナカヤマ アキラシ ＜平成21年4月＞	36	博士 (理 学)	463	1日	健康新科学特論 I 健康新科学演習 健康新科学特別演習 健康新科学特別演習 特別研究 (前期)	後 前 後 通 年 通 年	1 2 1 2 4	1 1 1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 助教 (平成14年6月)
19	専	助教	小嶋 光明 オノジマ ミツアキ ＜平成21年4月＞	32	理学博 士	436	0.5日	放射線健康科学演習 放射線生物物理演習 特別研究 (前期)	前 前 通 年	1.3 1.3 4	1 1 1 1 1	大分県立看護科学大学 助教 (平成16年4月)